

送付先 _____

様

FAX 番号 _____

発信元：行政書士紺野法務事務所

TEL：050-3722-7563

FAX：050-3722-7563

日付 平成24年 月 日

件名：震災による永久抹消のご依頼について (1枚目/2)

いつもお世話になっております。行政書士紺野法務事務所、紺野です。
さきほどは、ご依頼・お見積りのご連絡、ありがとうございました。

報酬・費用等につきまして、ご連絡させていただきます。

	報酬・費用	備考
永久抹消 手続き代行	¥6,300-	
(その他書類準備)	(¥3,150-)	※住民票等の取得を代行する場合
廃車の詳細証明書取得	(¥3,150)	※原発事故の損害賠償請求に使用
合計	¥6,300 から	※証明書をつける場合は¥9,450-

見積もりは、上記の通りで、口座振込または現金でのお支払いをお願いします。

東邦銀行 渡利支店 普通 395414

口座名義：コンノ ユタカ (行政書士紺野法務事務所 紺野裕 でも可)

今回の震災では、さまざまな特例があり、被災時のご住所や車両の所有者、車検の残り期間等で、必要になる書類が変わるため、状況をお知らせいただいてから、必要な書類等につきまして、こちらから送付させていただいております。

返信用紙を2枚目にファックスさせていただきますので、折り返しファックスしていただくか、ファックスをお持ちでない場合は、お電話で内容をお伝えください。

お手数をおかけしますが、よろしく願いいたします。

以上でよろしければ、ご連絡をよろしくお願いいたします。

行政書士紺野法務事務所

紺野 裕

送付先 行政書士紺野法務事務所 発信元： _____ 様
 _____ TEL： _____
 _____ FAX： _____
 FAX 番号 050-3722-7563 日付 平成23年 月 日

件名：永久抹消手続き等の依頼について （返信）

永久抹消・証明書取得等について依頼し、下記を連絡いたします。

	選 択 肢 （あてはまるものを ○ で囲んでください）
・ ご依頼者様氏名	
・ 現住所（避難先）	福島県
・ 被災時の元の住所	福島県
・ 被災車両の名義人	・ 本人 ・ 家族等（具体的に _____）
・ お車の種類	・ 普通自動車 ・ 軽自動車 ・ 二輪車（250 以下 / 250 以上）
・ 抹消の原因	・ 原発警戒区域内のため ・ 津波のため ・ 地震（落下物等）のため
・ 現在のお車の状態	・ 原発区域内にある ・ 津波により消失 ・ 壊れているが、ある
・ ナンバー	・ 原発区域内にある ・ 津波により消失 ・ 手元にある
・ 車検証	・ 原発区域内にある ・ 津波により消失 ・ 手元にある
・ 印鑑証明	・ 取得可能 ・ 実印が消失し不可能 ・ 避難のため不可能
・ 車検証との違い （あてはまるもの全て）	・ 車検証上の所有者の依頼であり、住所の変更等もない ・ 所有者以外（家族）による申請 （※ 所有者が亡くなっている場合） ・ 車検を受けた時と、氏名・住所等が違う （※ 結婚・転居等があった） ・ その他（ _____ ）
・ 重量税の還付希望	・ 車検が残っていたので希望 ・ 希望しない ・ 車検切れの車両
・ 東電への廃車証明	・ 取得希望（+3,150 円） ・ 希望しない ・ 原発以外原因の廃車

自動車の 申請・手続き代行します

☆ 県庁近くの事務所です ☆

県庁の川向かいに事務所を開業しております。

相続や離婚の書類作成に関する相談・建設業や産廃の許可申請の依頼もお受けしておりますが、場所柄、福島警察署での車庫証明申請や福島陸運支局（車検場）での名義・住所変更等で、たくさんのご依頼をいただいております。

福島市内でしたら、ご自宅や会社まで、お急ぎの書類の受け渡しにお伺いします。電話一本、いつでもお呼びください。

☆ 東電の損害賠償に詳しい事務所です

当事務所では、被災者支援の活動として、政府出資の「東京電力損害賠償支援機構」の専門相談員として、仮設住宅での無料相談会に参加しています。

最近になって、「原発事故が原因で廃車（永久抹消）した車両について、損害賠償として支払いが始まりましたが、そのためには平日昼間に陸運支局に行って手続きをし、証明書を取らなければなりません。お時間のない方、遠方で手続きが難しい方、まずはご相談だけでも、お電話ください。

☆ 福島県内全域対応！ ☆

自動車の手続きは、実は福島では2か所（福島市・いわき市）でしか、できないようになってきました。お近くの行政書士に依頼されてもよいのですが、結局は福島市までの交通費がかかってしまう場合があります。

当事務所にお電話等でご依頼いただければ、早く・お安く手続きが済みます。

☆ まずはお問い合わせを ☆

原発事故原因での自動車の損害賠償には、「永久抹消手続きすること」「証明書を提出すること」の2つの条件があります。また、警戒区域内に車両があるために車検証がお手元になくとも、特例でお手続きできることもあります。

手続きによって料金も変わりますので、まずは一度、お問い合わせください。

行政書士紺野法務事務所

電話 FAX 050-3722-7563

ホームページ <http://www.homex2.info>

※ブログで、原発事故の損害賠償について相談を受けた事例も記事にしています

当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下、「当社事故」)により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

当社は、現在、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、被害を受けられた皆さまへの迅速かつ公正な賠償金のお支払いに取り組んでいるところですが、このたび、「財物価値の喪失または減少等」に対する賠償のうち、警戒区域内^{*1}にある自動車の一部に対する賠償を開始させていただきますので、お知らせいたします。

なお、今回対象とさせていただいていない自動車^{*2}、および土地、建物、家財等その他の財物に関しては、準備が整い次第、順次ご案内させていただきます。

1. 賠償の対象となる自動車

現在も警戒区域内にある自動車(二輪・特殊自動車を除く)のうち、以下のいずれかに該当するものを今回の賠償対象とさせていただきます。

- (1) 当社事故に伴う警戒区域の設定により、管理不能となったため故障した自動車
- (2) 当社事故に伴う放射線量が基準値を超えたことによって、警戒区域外への持出しができない自動車
- (3) 警戒区域内にあり、再使用または譲渡する意思がないため、当社事故に伴う国土交通省の特例措置^{*3}により、永久抹消登録済みである自動車

なお、地震あるいは津波による損害は除かせていただきます。また、(1)または(2)に該当する自動車についても、予め国土交通省の特例措置による永久抹消登録が必要となります。

2. ご請求いただく方

上記1. の対象自動車の所有者さまとさせていただきます。

ただし、自動車ローンを利用して当該自動車をご購入されたことにより、所有者さまと使用者さまが異なる場合は、ご使用者さまにご請求いただけます。なお、この場合、算定した賠償金額から、まず自動車ローン残債務額を自動車ローン会社さまにお支払いさせていただくこととなります。

3. 賠償の基準

原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を踏まえて、車両の本体価格および合理的な範囲で必要となる諸費用を賠償させていただきます。

車両の本体価格については、車両価格の鑑定にノウハウを有する第三者機関が、請求書類および必要な証明書類に記載されている車両情報をもとに、平成 23 年 3 月 11 日時点(リース車両の場合はリース契約終了時点)の中古車市場において同種同等の自動車を取得する場合の費用を算定いたします。

なお、現状では汚染された車両の廃棄に関する取り扱いが明確になっていないことから、賠償後も所有権を移転せず、引き続き警戒区域内にて保有していただきます。

4. 請求書類等の発送

本日より、請求書類の発送の受付を開始させていただきますので、末尾に記載の「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡いただけますようお願い申し上げます。なお、被災された住所が警戒区域内であり、かつこれまでに当社に賠償のご請求をいただいている方につきましては、ご登録いただいておりますご住所に、本日、当社からご案内文書(ダイレクトメール)を発送いたします。(ご請求の標準的な流れは別紙参照)

- *1 警戒区域:「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」における「第 3 政府による避難等の指示等に係る損害について」に掲げる政府が原子力災害対策特別措置法に基づき、原則立入り禁止、又は当該区域からの退去を指示した区域(当社福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域)
- *2 対象とならない車種および既に警戒区域外に持ち出された自動車のお取り扱いについては、別途ご案内させていただきます。
- *3 国土交通省の特例措置:国土交通省通達「福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内に係る自動車の抹消登録手続きについて」(平成 23 年 6 月 9 日付 国自情第 55 号)に基づく措置

以上

＜原子力事故による損害に対する賠償に関するお問い合わせ先＞
福島原子力補償相談室(コールセンター)
電話番号: 0120-926-404
受付時間: 午前9時~午後9時
